

部活動に係る活動方針

京都府立宮津天橋高等学校

1 目的

- (1) 部活動を通じて、生徒一人一人が学級や学年の枠を超え、生徒同士や教職員（顧問）と触れ合い、それぞれの発達段階に応じた自主性、協調性、責任感を育成し、学校全体の連帯感を醸成する。
- (2) 成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送り、学習・部活動などの学校生活と学校外での活動を併せて充実したものにするよう計画的に部活動を運営する。
- (3) 生徒・教職員がともに休養がとれるよう月間及び年間の活動計画及び活動実績の確認等により、各部活動内容を校長が把握し、適宜指導する。
- (4) 本校の部活動が生徒の学校生活をより一層充実させ、社会に貢献できる人間力を育むとともに、地域社会のスポーツや文化の振興に寄与することを期待する。

2 設置部活動について

(1) 宮津学舎

ア 体育系部活動

陸上競技、ソフトテニス、バレーボール、バスケットボール、硬式野球、サッカー、バドミントン、ソフトボール、ボート、ヨット、宮津クラブ

イ 文化系部活動

吹奏楽、美術、書道、茶道、演劇、写真、I C C、華道、琴、情報処理、建築研究、フィールド探究、宮津クラブ

(2) 加悦谷学舎

ア 体育系部活動

陸上競技、ソフトテニス、女子バレーボール、バスケットボール、硬式野球、サッカー、ウエイトリフティング、卓球

イ 文化系部活動

吹奏楽、美術、書道、茶道、演劇、合唱、囲碁、E S S

3 入退部

- (1) 部活動は教科外の特別活動であり、入退部は生徒の自由意志に基づくものとする。
- (2) 入退部については、保護者・ホームルーム担任・部活動顧問の承認を得た上で、所定の手続きを行うこととする。

4 活動計画について

(1) 部活動の理念や目的、目標を示した上で、生徒が学習をはじめとする学校での活動と家庭での生活がバランスよく行えるよう、ア及びイの活動計画を作成する。活動計画は校長に提出し、許可を受けた上で生徒・保護者等へ周知する。

ア 年度当初に「年間活動計画」を作成する。

イ 月末までに翌月の「月間活動計画」を作成する。

(2) 校外で活動を行う場合は、事前に校長の許可を受けた上で生徒・保護者等へ周知する。

5 活動時間について

(1) 平日の活動時間は長くとも3時間程度（朝練習を含む）とし、午後7時を完全下校とする。公共交通機関で通学している生徒の列車、バスの時間に配慮する。

(2) 土・日曜日及び祝日については長くとも4時間程度の活動時間とすることを原則とする。なお、「公式大会に向けて練習、リハーサル」等の状況によっては、必要に応じて午前・午後にわたる活動を認めるが、常態化しないこととする。なお、長期休業中の活動については、土・日曜日及び祝日に活動する場合に準ずる。その際も、公共交通機関利用生徒へは（1）に準ずる配慮をする。

(3) 定期考査の1週間前から定期考査最終日前日まで活動は原則休止する。

6 休養日について

(1) 部活動を行わない日を週1回以上、設ける。

(2) 土・日曜日のいずれか1日、休養日を設定することが望ましい。（特に公式戦、発表会等がない期間は積極的に休養日を設け、月2回程度は確保する）